

令和 4 年 5 月 2 日  
東 京 都

## 東京電力ホールディングス株式会社への株主提案

### 第 1 号議案 定款一部変更の件

#### —— 株主提案

#### ○議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第 7 章 電力の安定供給の確保

(電力の安定供給)

第 4 0 条 電力の安定供給を確実なものとするため、以下の取組に最大限努める。

- (1) 運転可能な休停止発電所の再稼働や試運転開始予定の発電所の確実な稼働
- (2) 代替調達先の確保等による確実な燃料調達
- (3) 化石燃料の代替となる洋上風力等再生可能エネルギー電源創出の最大化
- (4) 電気料金の高騰抑制
- (5) 都市防災機能の強化に向けた無電柱化の推進

#### ○提案の理由

電力エネルギーは国民生活及び事業活動の基盤であり、生活の安全・安心の確保に向け、電力の需給バランスを維持し、我が国の経済や国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるよう取り組むことが必須である。エネルギーをめぐる厳しい世界情勢は長期化の恐れがあり、また、国からは今夏、今冬における電力需給についても厳しい見通しが示されるなど、電力需給がひっ迫する可能性がある。

まずは、運転可能な休停止発電所の再稼働や、試運転開始予定の発電所の確実な稼働等による電源確保に最大限努めることが必要である。

また、LNG、石炭等の燃料の輸入価格上昇により電気料金は大きく上昇しており、今後、ウクライナ情勢等を背景に燃料調達が制限された場合、更なる価格の上昇につながる恐れがあることから、電力の安定供給に必要な燃料について、代替調達先の確保等、確実な調達を実現しなければならない。

さらに、化石燃料の代替となる洋上風力等再生可能エネルギーの利用の最大化は、エネルギーの安全保障という観点からも重要であり、その電源の創出の最大化が必要である。

加えて、燃料価格の上昇による影響を安易に小売価格に転嫁せず、価格の高騰を抑え料金の安定化に努めるよう取り組むべきである。

あわせて、都市防災機能の強化に向けた無電柱化を更に加速させて進める必要がある。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### —— 株主提案

#### ○議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

(電力系統の運用改善・強化整備)

第41条 電力の需給バランスの維持及び再生可能エネルギーの利用最大化に向け、電力系統に関する以下の取組に最大限努める。

(1) 水力発電や蓄電池、水素等を活用した蓄電機能等の創出

(2) 国及び他の一般送配電事業者等と連携した地域間連系線の最大限活用

(3) 関係機関等と連携した再生可能エネルギーの優先的な系統利用

#### ○提案の理由

太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、再生可能エネルギーに係る電気の出力制御が、九州地方のみならず、東北・中国・四国地方など広範囲で実施された。

今後の再生可能エネルギーの電源及び利用の最大化に向けては、発電した再生可能エネルギーを無駄なく最大限利用できるよう系統を活用しなければならない。

再生可能エネルギーの系統接続の最大化や電力需給のひっ迫の回避のため、水力発電、蓄電池、水素等を活用した蓄電機能等の創出を実現しなければならない。

また、電力需給調整を局所的な運用にとどめず、国や他地域の一般送配電事業者と連携し、地域間連系線を最大限活用することが重要である。

さらに、再生可能エネルギーの更なる導入の阻害要因となっている再生可能エネルギーの優先的な系統利用の一層の推進にも取り組まなければならない。

## 第3号議案 定款一部変更の件

### —— 株主提案

#### ○議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

(情報開示及び情報発信等)

第42条 電力の需給バランスを維持するため、以下の情報開示・情報発信等に取り組む。

- (1) 電力需給のひっ迫の恐れがある場合の早期の情報開示
- (2) 電力の需給状況に関する、常時かつ分かりやすい情報公開
- (3) 電力利用者の省エネルギー・節電行動につながる具体的な情報発信
- (4) 電力需給ひっ迫時に電力需要の削減を促すインセンティブ策創出

#### ○提案の理由

令和4年3月に電力需給ひっ迫警報が初めて発令された際、電力需給ひっ迫の見込みの情報発信が遅く、都民・事業者等への対応に課題を残した。

その上で、電力の利用者に節電等を実施してもらうためには、日頃から電力需給の状況を分かりやすく開示するとともに、電気の需給状況に応じた早期の情報発信、節電等の協力を求める背景となる情報の的確な公開、電力需給ひっ迫時に電力需要の削減を促すインセンティブ策の創出が必須である。

加えて、早期の詳細な情報公開や、その情報を踏まえた省エネルギー・節電の取組促進にもかかわらず、電力需給ひっ迫に陥る恐れのある場合には、電力の利用者に対して、より一層の省エネルギー・節電等の協力を呼び掛けるとともに、医療施設やインフラ設備等の重要施設を所有する関係者と連絡体制等について事前に調整するべきである。